実務研究

日本税務会計学会
令和4年4月　月次研究会

経営革新等支援機関業務の整理

河合　真悟〔日本橋〕

Ⅰ．はじめに

新型コロナウイルス感染症の影響により、人の行動制限など経済活動の停滞が続いている。中小零細企業の売上等の減少に対する支援策として、持続化給付金、月次、一時支援金、事業復活支援金などの支援が行われている。

私たち税理士のクライアントは中小零細企業が多く、一定の企業はセーフティネット貸付等の融資制度を活用している。一定の返済据え置き期間が経過し、借入金の返済が始まっており、資金繰りが厳しいと感じている経営者の方も増えてきたと実感している。

資金繰りが厳しい会社は、当初スケジュール通りの返済が難しいため、特例リスケジュール等を活用し、返済猶予を受けているケースもある。

わたし自身、少しでもクライアントの事業が改善するきっかけになればと、事業再構築補助金等の各種補助金の活用などを模索していく中で、改めて経営革新等支援機関（以下「認定支援機関」という。）の業務について、しっかりと整理をし、活用をしていく必要があると感じた。本稿では、認定支援機関の業務について整理をしたい。

Ⅱ．認定支援機関設置の経緯

認定支援機関は、平成24年8月に施行された「中小企業の海外における商品の需要の開拓の促進等のための中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律等の一部を改正する法律（中小企業経営力強化支援法）」により創設された。

その背景としては、以下のことが掲げられていた。

中小企業の経営課題は、多様化・複雑化してきている。財務及び会計等の専門的知識を有する者（既存の中小企業支援者、金融機関、税理士・税理士法人等）による支援を通じ、経営課題解決のためには、事業計画の策定等を行い、中小企業の経営力を強化することが必要である。

また、内需が減退する中、中小企業が海外展開を行うに当たって、中小企業の海外子会社の資金調達が困難など、資金面での問題が生じている。このため、中小企業が海外で事業活動を行う際の資金調達を円滑化するための措置を講ずることが急務となっている。

Ⅲ．認定支援機関の現状

現状、登録されている認定支援機関は、令和4年11月時点で39023件、うち税理士及び税理士法人（税理士法人の支店を含む）は27736件（約71・08％）となっている。大半を占めている税理士または公認会計士は、支援策や優遇制度などをしっかり把握し、クライアントに認知してもらうことが重要である。

半面、各種支援策や優遇制度、補助金申請等などの認定支援機関業務を利用して、以下のような不適切な対応が報告されている。同業務を行う場合には十分に注意をしていきたい。

〈認定支援機関の不適切な行為の例〉

(1) 補助金申請に関与する際に、作業等にかかる費用等と乖離した成功報酬等の費用を中小企業・小規模事業者等に請求すること

(2) 認定支援機関であることを示しながら、補助金申請代行等のPRや営業活動を行うこと

(3) 支援業務の実施に際して、金額・条件等の不透明な契約を締結すること

(4) 支援業務の実施に際して、中小企業・小規模事業者等や関係機関等に対し、強引な働きかけを行うこと

Ⅳ．認定支援機関業務の整理

認定支援機関が実施できる中小企業支援施策には、大きく区分すると補助金申請支援、資金繰り対策支援、税務支援の3つがある。認定支援機関の関与が必須であるもの、間接的に関与するものを含めて、令和4年11月現在以下のものがある。

(1) 補助金申請

＊ ものづくり補助金

経済産業省管轄の補助金であり、平成21年度補正予算から始まった。中小企業の技術革新や新サービスの開発を支援することを目的として、試作品や新商品の開発、新サービスの導入、設備投資などを行う中小企業を対象に、対象経費の3分の2までを補助する制度である。

＊ 事業再構築補助金

新型コロナウイルス感染症などにより、既存の事業に大きな影響を受けた中小企業者等が、既存事業とは別に、新たな事業を立ち上げる際に、その取り組みを支援するために1兆円を超える予算を組んで、設立された制度である。事業再構築補助金は、新分野展開、事業転換など5つの類型に区分され、対象経費の3分の2まで補助される。

＊ 事業承継・引継ぎ補助金

補助事業期間内に事業承継等を行い、経営資源を引き継いで行う企業が、一定の経営革新や事業転換などの取組を行う場合に交付される補助金である。事業再編等に伴う新たな取り組みなどを行う経費の一部を補助してくれる「経営革新事業」と事業再編等に伴う専門家等の経費の一部を補助してくれる「専門家活用事業」の2つがある。

(2) 金融支援

① 優遇金利

＊ 中小企業経営力強化資金（日本政策金融公庫）

認定支援機関が支援のうえ一定の事業計画を作成し、継続的に支援を続けることを条件に、通常よりも低金利で融資を受けることができる制度である。

＊ 経営力強化保証制度（信用保証協会）

認定支援機関が支援のうえ一定の経営改善に取り組むことを条件に、融資を受ける際に、通常よりも低い保証料率にて信用保証を受けることができる制度である。

② 経営改善計画策定支援

＊ 早期経営改善計画策定支援事業

資金繰りの管理や自社の経営状況の把握など、基本的な経営改善に取り組む中小企業者等が、国が認定した税理士などの専門家の支援を受けて損益計画や資金繰り計画といった簡易的な経営改善計画を策定する際、その費用の3分の2（上限20万円）を補助することで、中小企業者等の早期の経営改善を促す制度である。

＊ 経営改善計画策定支援事業（通称：405事業）

一定の債務免除などの金融支援を伴う本格的な経営改善の取組みが必要な中小企業・小規模事業を対象として、認定支援機関が経営改善計画の策定を支援し、経営改善の取組みを行うための事業である。中小企業・小規模事業者が認定支援機関に対し負担する経営改善計画策定支援に要する計画策定費用及びフォローアップ費用などの一部が補助される制度である。

(3) 税制優遇

＊ 中小企業経営強化税制（設備投資減税C類型）

経営力向上計画に基づき一定の設備等を取得した場合に、即時償却又は取得価額の10％（資本金3000万円超1億円以下の法人は7％）の税額控除を選択適用することができる制度である。この税制には、AからDまでの4つの類型があり、そのうちC類型と呼ばれる「デジタル化設備」について、認定支援機関の事前確認が求められている。

＊ 先端設備等導入計画

導入促進基本計画を策定している市区町村にて、認定支援機関の事前確認を受けた先端設備導入計画の認定を受けた場合には、市区町村に応じて一定の支援を受けることができる。

固定資産税：3年間、ゼロ～2分の1の間で市区町村の定める割合に税額が軽減される。

＊ 事業承継税制

令和6年3月31日までに、経営者が「特例承継計画」を作成し、認定支援機関の所見を添えて都道府県知事に提出し、その「確認」を受けることになっているため、贈与税、相続税の納税猶予の特例の適用を受ける場合には、「特例承継計画」をまず提出しておく必要がある。

Ⅴ．認定支援機関を活用した支援について

これからは、借入資金の返済で資金繰りが厳しく、経営が困窮する会社が増えてくることが想定される。資金繰りが厳しい会社の中にも、事業全体では赤字だが、その中には、しっかりと利益を出していける事業が含まれていることがある。資金繰りの問題で事業の継続が難しく、利益が出る事業も他の赤字事業とともに、倒産してしまうケースも考えられる。

我々税理士は、中小零細企業の一番のパートナーである。クライアントの資金繰りを把握し、必要に応じて認定支援機関の業務である経営改善計画策定支援事業（通称：405事業）などを活用し、経営改善計画の策定支援を行う。金融機関と調整し、一定の債務免除を受け、赤字事業を整理し、可能性のある事業に経営資源を集中させる。

クライアントの経営状況を塩漬け状態で放置せず、経営環境が今後どのようになっていくか、最悪のシナリオを考え、事前にそのような覚悟を経営者に持ってもらう。そのための情報を提供するのが認定支援機関の大きな役割であると考えている。

認定支援機関の制度をうまく活用し、クライアントである中小零細企業に対し資金繰りを中心とした経営のサポートをしていく。認定支援機関の約7割を占める税理士、税理士法人に対する期待は大きいと感じている。

【参考文献】
認定支援機関実務ハンドブック　第3版　金融財政事情研究会
経営革新等支援機関推進協議会　エグゼクティブプロデューサー　小寺弘泰